

重大事故報告書／ 事故速報／事故の記録

[保存期間：3年間]

(1) 事故報告書の提出

貨物自動車運送事業者は、その事業用自動車が、次ページの各種の重大事故があったときは30日以内に、事故の種類、原因その他必要な事項を自動車事故報告書に記載して九州運輸局熊本運輸支局長を経由して国土交通大臣に届け出なければなりません。（この事故報告書は通常、重大事故報告書と呼んでいます。）

(2) 速 報

転落、転覆、火災、踏切事故を起こし、その事故により死者又は重傷者が生じたとき、及び危険物、火薬類等が飛散し又は漏えいしたなどの事故のほか、国土交通大臣の指示があったとき（例：事故の規模が大きいと判断される場合や事故発生による社会的影響が大きいと判断される場合）は、速やかに電話等によりその事故の概要を運輸支局長に速報しなければなりません。

この場合、速報を受ける支局の記録様式に即して必要な事項を必ず報告して下さい。（記録様式は53ページの「自動車事故速報」を参照）

また、平成21年2月16日より施行されました。自動車運送事業者等用緊急時対応マニュアルの速報対象となる事故につきましては、当マニュアルに従って報告して下さい。（55～57ページ参照）

(3) 事故の記録

貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の運行を管理する営業所ごとに、道路交通法第72条に規定する交通事故（人の死傷又は物の損壊）又は自動車事故報告規則第2条に規定する事故（次ページの事故）があった場合には、次に掲げる事項を記録し、3年間保存しなければなりません。

- ①乗務員の氏名
- ②事業用自動車の自動車登録番号その他の当該事業用自動車を識別できる表示
- ③事故の発生日時
- ④事故の発生場所
- ⑤事故の当事者（乗務員を除く。）の氏名
- ⑥事故の概要（損害の程度を含む。）
- ⑦事故の原因
- ⑧再発防止対策

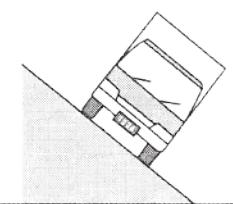


-
- 貨物自動車運送事業法第24条（事故の報告）
 - 道路運送車両法第41条（自動車の装置）
 - 自動車事故報告規則第3条（報告書の提出）、第4条（速報）
 - 貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の2（事故の記録）
-

自動車事故報告書の提出が義務づけられている事故の種類

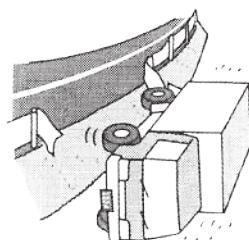
①-(1) 転覆事故

自動車が道路上において35度以上傾斜した場合



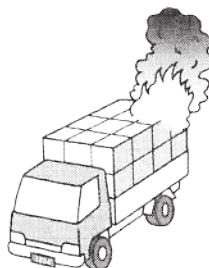
①-(2) 転落事故

自動車が道路外に転落した場合で、その落差が0.5m以上の場合



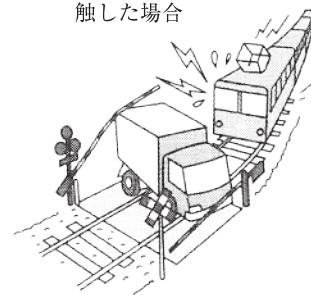
①-(3) 火災事故

自動車又は積載物が火災を起こした場合



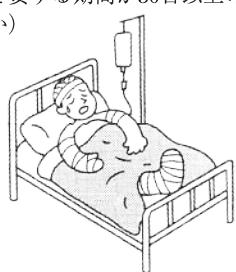
①-(4) 踏切事故

自動車が踏切において鉄道車両と衝突し、又は接触した場合



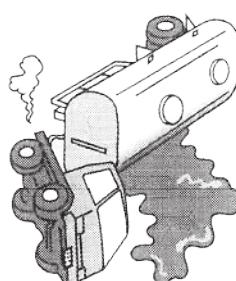
②死傷事故

死者又は重傷者を生じた場合（重傷者とは、14日以上病院に入院することを要する傷害で、医師の治療を要する期間が30日以上のものほか）



③積載された次に掲げるものの全部又は一部が飛散し、又は漏えいした場合

- ・消防法第2条第7項に規定する危険物
- ・火薬類取締法第2条第1項に規定する火薬類
- ・高圧ガス保安法第2条に規定する高圧ガス
- ・原子力基本法第3条第2号に規定する核燃料物質及びそれにより汚染された物
- ・放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第2条第2項に規定する放射線同位元素及びそれにより汚染された物
- ・シアノ化ナトリウム又は毒物及び劇物取締法施行令別表第2に掲げる毒物又は劇物
- ・道路運送車両の保安基準第47条第1項第3号に規定する可燃物

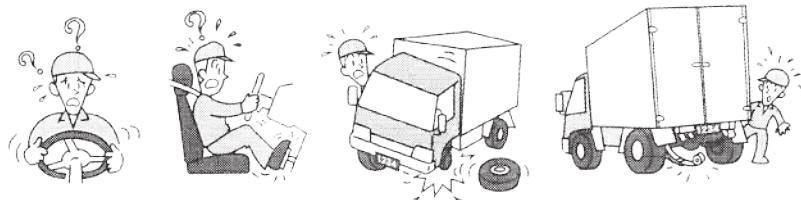


④運転者の疾病により運行できなくなった場合



⑤車両故障に起因する事故

（自動車の装置（道路運送車両法第41条各号に掲げる装置）の故障により自動車の運行ができなくなった場合）



⑥自動車事故の発生の防止を図るために国土交通大臣が特に必要と認めて報告を指示した場合

（例：①鉄道や高速道路を3時間以上通行止めにした場合 ②10台以上の多重衝突 ③飲酒など悪質違反事故によるもの ④車輪の脱落、トレーラの離脱等、他の交通に対して危害を及ぼすおそれがある故障を生じたもの ⑤10人以上の負傷者を生じたもの ⑥積載されたコンテナが落下したもの ⑦無免許運転 ⑧大型自動車等無資格運転 ⑨麻薬等運転 ⑩救護義務違反）